

江府町二地域居住促進のための交通費補助金交付要綱

(目的)

第1条 本補助金は、江府町における二地域居住を促進するため、二地域居住者が町内へ来訪する際の公共交通機関利用に係る交通費の一部を補助することにより、二地域居住者の経済的負担を軽減し、もって江府町の活性化に資することを目的とし、江府町補助金等交付規則(昭和38年江府町規則第13号。以下「規則」という。)の規定に基づく必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「二地域居住者」とは、現に住民基本台帳の登録をしている住居地(以下「本来住居地」という。)から江府町までの直線距離が100km離れている鳥取県外の在住者であり、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 江府町内に居住するための住宅(賃貸及び民宿やホテル等を含むが、本人から2親等以内の血族が所有又は相続権を有する住宅は除く)を確保し、定期的かつ継続的に江府町に年間10日以上滞在する者又はそれを計画している者。
- (2) 江府町と事業者が本補助金を活用することとして協定又は委託契約等を締結している二地域居住に係る事業を活用する者。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、前条第1項に規定する二地域居住者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、二地域居住者が江府町における住宅と本来住居地の間で公共交通機関(鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶等)を利用して移動する際に要した運賃及び料金とし、当該事業年度に利用されたものを対象とする。

- 2 前項に規定される補助対象経費は、より安価な運行経路が他にある場合は、その経費を適用するものとする。ただし、江府町と事業者が協定や委託契約等を締結し、通常交通運賃を低減している場合は当該運賃を補助対象経費として適用し、また社会通念上やむを得ない特別の事情があると町長が認めた場合はその限りではない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の2分の1以内とし、1回(往復)の補助上限額を120千円とする。また、1年間における補助回数は、2回を上限とし、予算の範囲内において交付するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の額は、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、江府町と事業者が協定や委託契約等を締結し、通常交通運賃を低減している場合、当該運賃については、同協定や委託契約等の規定に従うものとする。

(申請及び交付)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、江府町二地域居住促進のための交通費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 利用明細書(様式第2号)
- (2) 公共交通機関の利用を証明する書類(領収書、乗車券等)

- (3) 本来住居地の住民票
 - (4) 江府町内に住宅を確保していることを証明する書類(賃貸借契約書等)
- 2 前項の規定に関わらず、前条第 3 項に規定する運賃に係る書類の提出は省略することができるものとする。
- 3 第 1 項の規定による交付申請は、当該事業実施年度内に行わなければならない。

第 7 条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、江府町二地域居住促進のための交通費補助金交付決定及び交付額確定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定をしない場合)

- 第 8 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしないものとする。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員等(暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団もしくは暴力団員等の利益につながる活動を行い、又は暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有するもの

(実績報告の時期等)

第 9 条 規則第 18 条に規定する実績報告は、第 6 条に規定する交付申請に併せて行われるものとする。

(交付決定の取り消し等)

- 第 10 条 町長は、第 7 条第 1 項の規定に規定する補助金の交付決定の後、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、この規定は、補助金の額を確定し、又は支払いを行った後においても適用されるものとする。
- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2) 暴力団に該当するに至ったとき
 - (3) その他補助金の交付決定の内容、その他法令又はこの要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき

(補助金の返還)

第 11 条 町長は前条第 1 項の規定により、交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金がある場合は、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

江府町長 様

(申請者)

住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

江府町二地域居住促進のための交通費補助金交付申請書兼実績報告書

年度において標記補助金の交付を下記のとおり受けたいので、関係書類を添えて、江府町二地域居住促進のための交通費補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり申請・誓約すると共に、同要綱第 9 条第 1 項の規定により報告をします。

記

交付申請額	円
住所地(出発地)	

【 誓 約 書 】

1. 私は、補助金交付要綱第 8 条第 1 項に規定する、暴力団並びに暴力団員等及び暴力団若しくは暴力団員等の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有するものでないことを誓います。
2. 私は、補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により交付された補助金の返還を請求された場合は、速やかに返還することを誓います。

署名 _____

(添付書類)

1. 利用明細書(様式第 2 号)
2. 公共交通機関の利用を証明する書類(領収書、乗車券等)
3. 本来住居地の住民票
4. 江府町内に住宅を確保していることを証明する書類(賃貸借契約書等)

利用明細書

利用した 公共交通機関	始発地	到着地	金額(円)	備考
航空機				
鉄道				
タクシー				
合計				円

※江府町二地域居住促進のための交通費補助金交付要綱第 5 条第 3 項に規定する運賃については、備考欄にその旨を記載すること。(記載例)「ANA 協定運賃」

様

江府町長

江府町二地域居住促進のための交通費補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった江府町二地域居住促進のための交通費補助金の交付について、次のとおり決定をしたので通知します。

記

1. 補助金の決定・確定額
金 円
2. 振込予定日
年 月 日

(参考様式)

江府町二地域居住促進のための交通費補助金請求書

江府町長 様

年 月 日

住所_____

氏名_____

年 月 日付で補助金交付決定及び交付額確定通知のありました標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

一金_____円